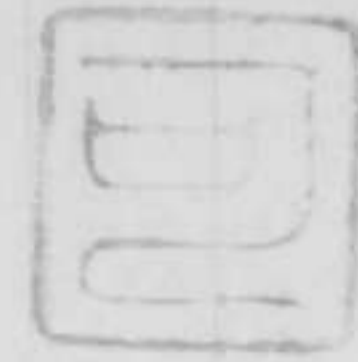


十六



故從三位勳三等吉田彌平勳章

加授、件

右謹テ裁可ヲ仰ク

昭和十二年十一月二十五日

内閣總理大臣公爵近衛文磨



内

閣

賞勳局第四二〇號

内閣文庫第三二二号

昭和十二年十月二十五日

昭和十二年十月五日 内閣書記官長

内閣書記官

内閣總理大臣

賞勳局總裁



故從三位勳三等吉田彌平、明治十九年茨城縣豊躰尋常小學校訓導主任セラレ昭和七年三月東京高等師範學校教授ヲ免セラルル迄前後四十有餘年ノ間國語教育ノ研鑽ト其ノ實際教育ニ努力シ此間日本精神ノ涵養ニ於ケル國語教育ノ重大任務ヲ痛感シ明治三十六年以來師範學校教科書外多數ノ教科書ヲ編纂シ我國教育界ニ日本精神ノ涵養ヲ樞軸トセル醇正ナル國語ノ規範ヲ示シ斯教育上確乎タル指針ヲ與ヘ退官後モ私資ヲ以テ幽谷全集ヲ刊行スル等日本精神ノ扶植ト國語教育ノ興隆トニ寄與セル功績顯著ノ者ニ候處本月二十三日死去セル趣ニ付此際特ニ同日附ヲ以テ旭日中綬章ヲ加授セラレ度此段允裁ヲ仰ク

賞勳局

賞勳局

内閣文庫第三二号

故從三位勳三等吉田彌平

右ハ國語國文學ニ造詣深キ教育者  
ニシテ明治十九年茨城縣豊躰尋常小  
學校四等訓導ニ任セラレ昭和七年東  
京高等師範學校教授ヲ免セララルマ  
テ前後四十五年間其ノ專攻スル所ノ  
學ヲ以テ日本精神ノ根柢ヲ第二ノ  
國民ニ扶植センコトヲ念願シ至誠一貫  
國語教育ヲ研鑽ト其ノ實際教育ニ



好カヲ捧ケ來レリ  
同人ハ夙ニ日本精神ノ涵養ニ於ケル  
國語教育ノ重大任務ヲ痛感シ明治  
三十六年師範學校國文教科書同三  
十九年中學國文教科書同四十四年  
中學日本文典ヲ編纂シ當時尚渾沌  
タル状態ニアリシ我國ノ國語教育界  
ニ日本精神ノ涵養ヲ樞軸トセル醇正  
ナル國語ノ規範ヲ示シ斯教育上確乎  
タル指針ヲ與ヘタリ

爾來益々國語教科書ノ改善進歩ニ力  
ヲ效シ優良ナル幾多ノ教科書ヲ編  
纂シ今日猶且同種教科書中ノ最大  
優位ヲ占ムルノ狀況ニアリ同人カ教科  
書ノ編著ヲ以テ我國國語教育ノ進運  
ニ寄與シタルノ功眞ニ著大ナルヲ認ム又  
昭和七年金七千圓ヲ獎學資金ト  
シテ東京高等師範學校ニ寄附シ己カ  
志ヲ繼リ後進ノ學業ヲ助ケンコトヲ  
企圖セルハ同人カ國語ノ愛護ト斯教育

ノ發展トニ對スル切實ナル希望ヨリ出  
テタルモノナリ

同人ハ昭和十年自ラ資ヲ投シテ八百  
餘頁ノ浩翰ナル幽谷全集ヲ刊行シ  
更ニ本年ハ其ノ愛藏セル佐久良東雄  
ノ遺言狀ヲ印刷複製シ何レモ廣ク  
之ヲ圖書館志士、學者、教育者等ニ  
寄贈シタリ。同人カ巨資ヲ擲チテ此  
舉ニ出テシハ實ニ其ノ一生ヲ貫ケル國  
民精神高揚ノ志ノ發露ニシテ是等勤

王志士ノ大文字ヲ國民ノ間ニ普及セシ  
メタルノ效鮮少ナラサルヲ認ム

同人ノ後進ヲ導クヤ如何ナル勞ヲモ厭  
ハス專念其ノ成業ヲ希求シ前記中  
等學校教科書編纂ノ如キモ高等師範  
學校卒業ノ門下教育者ニ信倚スルニ足  
ル教科書ヲ供給スルノ動機ニ基クモ、  
ナルヲ疑ハス或ハ又生徒ノ一片ノ書信ニ  
接スルモ一々其ノ文章ヲ檢正シ後日之  
ヲ示シテ指導スル等教育者ノ面目

躍如タルモノアリ  
叙上ノ如ク同人ハ師範教育界ノ要位  
ニ職ヲ奉シ多年ニ亙リテ多數ノ人材  
ヲ教養シタルノミナラス國語教科書  
ニ劃期的改善ヲ施シ斯教育ノ興隆ニ  
大ナル寄與ヲ為シ功績洵ニ顕著ノ者  
ナル處病ヲ以テ遂ニ本月二十三日薨去  
セリ依テ此際特ニ生前ニ朔り勲章加  
授ノ榮ヲ與ヘラルル様御詮議相成度  
右稟申ス

昭和十二年十一月二十四日

文部大臣侯爵水戸幸



内閣總理大臣公爵近衛文麿殿

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

文  
部  
省

一、吉田彌平氏は國語國文の學に造詣深き教育者にして、特に其の專攻する所の學を以て日本精神の根柢を第二の國民に扶植せん事を終生の念願とし、明治十九年茨城縣豐卦尋常小學校訓導として教職に従事し昭和七年東京高等師範學校教授の職を辭するに至るまで前後四十有餘年の間、至誠一貫、其の志す所に向つて研鑽を續け、之を教育の實際に施せり。

二、氏は日本精神の扶植に於ける國語教育の重大任務を痛感し、夙に普通教育に於ける國語教材の選擇と排列とに對して周到綿密なる研究を遂げ、明治三十六年師範學校國文教科書十卷、明治三十九年中學國文教科書十卷、明治四十四年中學日本文典二卷を編纂せり。爾來國語教科書の改善進歩に力を致し優良なる幾多の教科書を編纂せる事別記目錄に掲ぐるが如し、氏の教科書が初めて世に出でたる頃の我が國に於ける國語教育の状態は、内容形式共に未だ整はざるものありしが、氏の教科書は其の内容に於て日本精神の涵養を樞軸とし、其の形式に於て醇正なる國語の規範を示したるを以て、國語教育の上に確乎たる指針を與へたり。氏の教科書が我が國の國語教育に及ぼしたる功績の如何に大なるものなるかは、氏が既に教育界を隱退せる今日に於ても猶且幾多の教科書中最大優位を占むるの現狀に徴しても明らかに之を知ることがを得べし。

三、氏が國語教育を通して日本精神を扶植せんとするの念願は、教職を退いて後愈々固く、昭和七年十一月には金七千圓を獎學資金とし東京高等師範學校に寄附し、以て己の志を繼ぐ後進の學業を助けんと企圖せり。

四、氏は又昭和十年六月、自ら資を投じて八百餘頁の浩瀚なる幽谷全集を刊行し、之を圖書館、志士、學者、教育者等に廣く寄贈せり。もし氏の此の舉なかりしせば公刊のことに終に期すべからず、尊皇愛國の至情烈々たる明倫正名の學勸農字民の道は世人の視聽に達せずして、滅の運に逢遭するを保しがたし。その自記せる公刊始末の一節に曰く。

余少時水戸に在り、栗里栗田先生の講筵に侍す。先生曰く、世人東



湖先生、正志先生を稱すれども、未だ幽谷先生を知らざるもの多し。幽谷あらずんば焉ぞ東湖、正志あるを得んや。言猶耳に在り、指を屈すれば正に五十年に垂んごす。(中略)

方今國家興隆の運に會し日本精神振作の時に當る、明倫正名の學、勸農字民の道は先生の夙に力説せる所にして、是是非非の論直諫骨鯁の風は先生の最も堅持せる所、先生の遺著豈多少の裨益を當世に與ふるものなからんや云々

一、氏は又更に今年四月、自ら愛藏せる勤王の志士贈從四位佐久良東雄大人の遺言狀を原形の儘玻璃版印刷に附して複製し、前記幽谷全集の如く廣く之を江湖に寄贈せり。其の自記せる後記の一節に曰く。

嗚呼是贈從四位佐久良東雄大人が一子石雄に與へたる遺言狀なり。當時大人年五十。石雄十六、情勢切迫危機眼前に在り。而して泰然自若此の大文字を爲す、言々皆血句々は涙敬神勤皇の精神一死報國の氣魄格墨の表に躍如たり。彌平不肖鄙吝の念一たび萌すごに此の卷に對すれば遽然として惡夢一覺して我吾に反るあるを覺ゆ。竊

かに謂へらく是一人の私すべきに非ず云々

一、氏が自ら巨資を擲つて幽谷全集を出版し又佐久良東雄遺言狀を複製せるは、實に氏の一生を貫ける日本精神扶植の志の發露にして、此の事業が國民精神善導の上に及ぼす影響の多大なるべきは言を俟たざるどころなり。殊に方今國家多難の事局に際し烈々たる勤王志士の大文字を、廣く國民の間に普及せしめんと圖りたる氏の功績は特に之を認めざるべからず。

著述目録 吉田彌平

第一 師範學校用

師範國文教科書 本科用 十卷

明治三十六年十二月八日初版發行

大正十二年十二月十八日修正二十一版發行(絶版)

師範國文 第一部用 十卷

大正十四年十月三十日初版發行

昭和六年一月二十八日訂正四版發行

師範國文教科書 第二部用 一卷

明治四十年十月二十六日初版發行

第二 中學校用

中國文教科書 十卷

明治三十九年十月十八日初版發行

昭和九年十二月二十六日二十三版發行

中 日本文典 二卷

明治四十四年十二月二十四日初版發行

昭和二年一月二十九日修正九版發行

現代文新鈔 五卷

大正十一年十二月二十八日初版發行

昭和五年三月二十七日修正七版發行

近世文新鈔 一卷

大正十三年十月五日初版發行

十四年一月八日訂正再版發行

歷代文新鈔 五卷

昭和五年九月二十二日初版發行

六年二月四日訂正再版發行

第三 高等女學校用

女子國語讀本 十卷（篠田利英・岡田正美・小島政吉ト共著）

明治三十五年一月三日初版發行

大正十四年二月十二日訂正十九版發行（絶版）

新  
版 女子國語讀本 實科用 八卷（篠田利英・岡田正美・小島政吉ト共著）

明治四十三年十二月二十二日初版發行

大正八年十一月二十五日訂正五版發行

第四 高等師範學校用

現代文鈔 一卷

明治三十九年六月十二日初版發行

以  
上

吉田 彌平

東京府士族

明治二年己巳一月三日常陸國河内郡柏田村ニ生ル

明治十八年四月三日

茨城縣茨城師範學校ニ於テ小學中等師範學科卒業

十九年七月九日

同校ニ於テ小學高等師範學科卒業  
任茨城縣豐鉢尋常小學校四等訓導

二十年四月廿五日

任茨城縣河内高等小學校四等訓導  
任茨城縣小學校訓導月俸拾貳圓給與

二十三年一月四日

河内高等小學校在勤ヲ命ス  
任茨城縣尋常師範學校訓導

履歴用紙

東京文理科大学

二十四年三月一日

依願免本官  
東京高等師範學校入學

二十七年三月三日

東京高等師範學校文學科卒業  
尋常師範學校教員免許

二十八年四月五日

尋常中學校及高等女學校教員免許  
兵庫縣管内ニ於テ小學校本科正教員タルコトヲ免許ス

二十九年四月五日

任兵庫縣尋常師範學校教諭 五級上俸給與  
兼任兵庫縣尋常師範學校訓導

三十年四月三日

本年第一回小學校教員乙種檢定委員ヲ命ス

三十一年四月六日

本年第一回小學校教員乙種檢定委員ヲ命ス  
本年第二回小學校教員乙種檢定委員ヲ命ス

三十二年九月十日

本年第二回小學校教員乙種檢定委員ヲ命ス

東京文理科大学





全 十 二 年 十 四 日 月	全 年 全 日	全 年 廿 五 日 月	全 年 一 七 日 月	全 十 年 七 五 日 月	全 年 三 九 十 日 月	全 年 八 七 日 月	全 九 年 六 五 日 月	全 年 三 四 十 日 月	全 八 年 卅 一 日 月	全 七 年 廿 七 日 月	全 六 年 九 四 日 月	全 年 十 一 日 月	全 四 年 三 十 日 月	大 正 三 年 二 十 日 月	大 正 四 年 廿 七 日 月	全 年 七 四 日 月	全 年 四 四 日 月	全 年 四 一 日 月	全 年 卅 五 日 月	全 年 十 一 日 月	全 年 十 二 日 月	全 年 十 九 日 月			
本所國語科講師ヲ囑託ス	岩手縣へ出張ヲ命ス	文部省視學委員ヲ命ス	勅任官ヲ以テ待遇セララル	評議委員ヲ命ス	六級俸下賜	俸給令改正	評議委員ヲ命ス	六級俸下賜	敍從四位	敍勳四等授瑞寶章	願ニ依リ幹事ヲ免ス	大禮記念章	七級俸下賜	敍正五位	敍勳五等授瑞寶章	本校創立記念日ニ關スル調査委員ヲ命ス	幹事ヲ命ス	高等女學校等教員講習會講師ヲ囑託ス	明治四十三年度第一回師範學校中學校	八級俸下賜	俸給令改正ニ依リ八級俸トナル	高等女學校教員等講習會講師ヲ囑託ス	明治四十二年第一回師範學校中學校	敍從五位	陸軍高等官三等
第一臨時 教員養成所	全	文部省	内閣	東京高等 師範學校	文部省	東京高等 師範學校	文部省	宮内省	賞勳局	東京高等 師範學校	賞勳局	宮内省	賞勳局	宮内省	賞勳局	東京高等 師範學校	東京高等 師範學校	全	文部省	全	文部省	文部省	宮内省	宮内省	内閣

履歷用紙

東京文理科大学

